

おりお

第2号

平成15年6月16日

【発行者】
北九州市
折尾総合開発事務所

折尾まちづくり構想」から 総合整備事業へ



折尾は、明治時代に鹿児島本線と筑豊本線が開通してから、石炭輸送の中継点として、また北九州市西部および遠賀地域などの交通の中心地として発展してきました。昭和40年代には、鉄道の利便性をいかして大学や高校の立地がすすみ、昭和50年以降は周辺地域の宅地開発により人口も増加しています。平成元年には、折尾を地域の中心核とする「北九州ルネッサンス構想」が策定され、周辺において学術・研究都市を整備する方向が打ち込まれました。

しかし、折尾地区は自然発生的に町が作られてきたため、道路などの基盤整備がまだまだ十分とはいえない状況です。

こうしたなかで北九州市は、地元のみならず、まちづくり組織などの協力を得て、「折

尾まちづくり構想」を策定、鉄道を含めたまちづくりの議論がはじまりました。平成13年度には長いあいだの懸案であった「鉄道の連続立体化」が、国土交通省に着工準備採択され、これを受けて、「折尾地区総合整備事業」がスタートすることになりました。

未来をひらくまちづくりを、 みなさんとともに

周辺地域の宅地開発などによる住環境の変化や人口の増加、学園都市としての発展で、折尾駅周辺を中心に都市機能の強化があらためて必要です。

いまでは、折尾駅はJR九州のなかでも4番目に乗降者数が多い駅となりました。その駅からの人の流れ、駅を取りまく車の流れ、そして駅周辺で生活しているみなさん、とりわけ駅南側のまちづくりを含めた整備が必要となつていきます。

「折尾地区総合整備事業」は、4つのポイントを柱に、みなさんとともにまちづくりをすすめていく事業です。（4つのポイントについては裏面を

都市計画決定に向けて

北九州市では、平成13年7月から平成15年5月までの説明会や意見交換会などでされた意見・要望などを検討し、都市計画原案(鉄道、道路のルート・幅員及び区画整理区域など)を策定しました。

今後は「折尾地区総合整備事業」の早期実現に向けて、平成15年11月に開かれる予定の【都市計画審議会】に諮(はか)るための具体的な作業をすすめていきます。

説明会のお知らせ

内容は、総合整備事業をすすめるための都市計画原案、都市計画決定に向けた【公聴会】、【縦覧】のスケジュール、などについての説明です。

なお、下記のとおり3日間を予定していますので、ご都合のよい日を選んでご出席ください。

- ・ 6月27日(金) 午後7時から
- ・ 6月28日(土) 午後7時から
- ・ 6月29日(日) 午後2時から

・ いずれも、オリオンプラザ 4階 会議室において

【公聴会】については、8月3日(日)の開催を予定しています。
公述の申し出方法などは、「市政だより」でお知らせいたします。
なお、公述の申し出がない場合は中止となります。

都市計画決定に関する お問い合わせは、

「都市計画道路」に関することは、	建設局 都市交通政策課	582-2518
「鉄道・区画整理」に関することは、	建築都市局 区画整理課	582-2469
「公園」に関することは、	建設局 緑政課	582-2466

都市計画決定までの流れ

都市計画決定に
向けての説明会 (右記案内分)
6/27,28,29

公聴会：8月3日

計画案の縦覧：10月予定

都市計画審議会：11月予定

都市計画決定：12月予定

【連絡先】

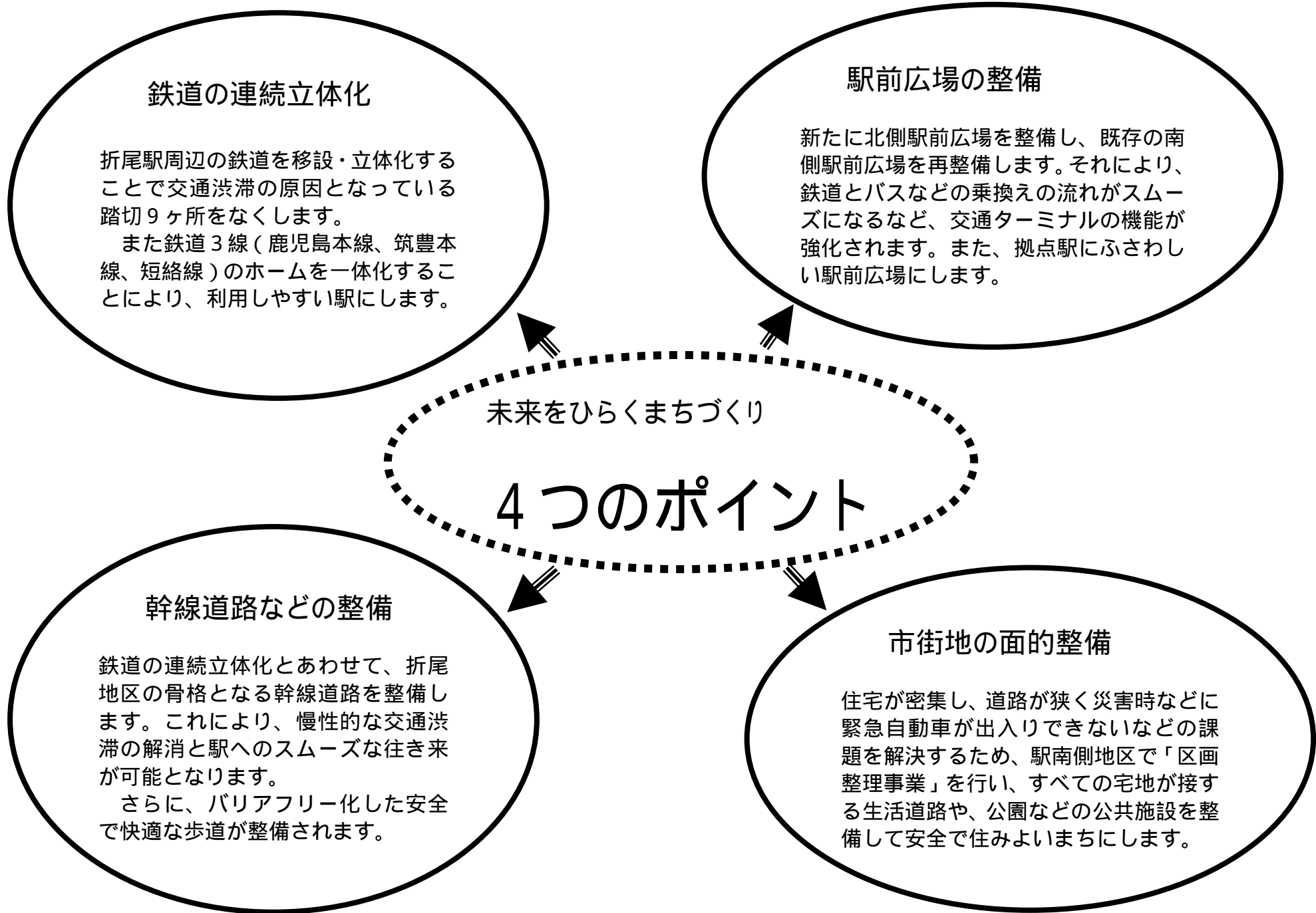
北九州市建築都市局 折尾総合開発事務所

住所：〒807-0825 北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号 (旧折尾警察署跡)

電話：(093)602-3108 FAX：(093)602-3128

e-mail：oriosebijimusyo@joy.ocn.ne.jp

裏面もご覧
下さい。



Q & A

あなたの疑問にお答えします

Q 1 , 鉄道、道路などの計画(案)は、いつ、どこで見ることができますか。

鉄道、道路などの計画(案)については、【縦覧】期間中(2週間の午前8時30分から午後5時まで(土曜・日祭日を除く)、市役所本庁舎11階の緑政課、13階の都市交通政策課、14階の区画整理課と折尾総合開発事務所(旧折尾警察署跡)で見ることができます。
【縦覧】を開始するときは「市政だより」などでお知らせいたします。

Q 2 , 計画(案)に対して意見を言う機会がありますか。

都市計画決定に向けた手続きのなかでは、今後開催される【公聴会】での賛否の意見やその他の意見を発言する場と【縦覧】期間中に書面による意見書の提出という方法があります。
これらについては、「市政だより」などを通じてお知らせすることになります。

Q 3 , 都市計画決定されるとどのような制限がかかりますか。

都市計画決定された区域内で建物を建てる時は、許可が必要となります。
建物の許可基準は、
2階以下で、地階のないこと。
主要な構造物が、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造であること。
ただし、事業認可後は新しい建物は建てられなくなる場合があります。

新しいパンフレットができました

折尾のまちづくりがよくわかる、新しいパンフレットができました。完成予想図イメージを使って、4つのポイントを中心に説明したものです。

折尾総合開発事務所をはじめ、折尾出張所、公民館などの窓口にありますので、どうぞ、ご覧ください。

